

厚岸町規則第54号

厚岸町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

厚岸町長 三浦 克宏

厚岸町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

厚岸町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成31年厚岸町規則第29号）の一部を次のように改正する。

第19条（見出しを含む。）及び第20条（見出しを含む。）中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

第21条（見出しを含む。）及び第22条（見出しを含む。）中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

別記様式第21号及び別記第22号様式中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

別記様式第23号及び別記様式第24号中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の厚岸町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記様式第21号、別記様式第22号、別記様式第23号及び別記様式第24号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。